（表面）

第２次 申請受付開始のご案内

学校締切日：令和８年１１月２０日（金）

⚠最終受付につき、締切日以降は申請できません⚠

高校生等奨学給付金 通常給付

奨学給付金は、**教科書費や学用品費など、授業料以外の教育費を支援する制度**です。
支給要件を満たす方は、申請により返済不要の給付金が支給されます。

●主な支給要件

１．基準日（令和８年７月１日）に保護者等が茨城県内に在住していること。

２．保護者等の世帯が、①～④のいずれかに該当すること。

①生活保護（生業扶助(高等学校等就学費)）受給世帯
生業扶助(高等学校等就学費)を受給していない場合は②の対象者として扱います。

②住民税所得割額が０円（非課税）の世帯

③住民税所得割額が 100 円以上 105,500 円未満の世帯（年収目安 270～380 万円）

④住民税所得割額が 105,500 円以上 182,500 円未満の世帯（年収目安 380～490 万円）

・②～④については、**保護者等全員（親権者等）の 道府県民税 及び 市町村民税の合算額で判断**します。
・**収入の有無に関わらず保護者等全員の課税額の確認書類が必要**となります。
※両親（または片方の親）が海外赴任等により、課税額が確認できない場合等は支給対象となりません。

●高校生１人あたりの支給額（年額）

区分	全日制・定時制	通信制
生活保護（生業扶助）受給世帯	３２，３００円	３２，３００円
住民税所得割額 非課税世帯	１４３，７００円	５０，５００円
住民税所得割額 100 円以上 105,500 円未満	４７，９００円	１６，８３０円
住民税所得割額 105,500 円以上 182,500 円未満	３５，９３０円	１２，６３０円

（注１）**受給を希望する場合は申請が必要**です。
（注２）国籍・在留資格等の要件によって受給できる区分が異なります。
（注３）早期給付受給者が、通常給付でも受給認定となった場合は、上記年額から早期給付額を差し引いた差額が支給されます（ただし、差額が５円以下となった場合の支給はありません）。

●申請から認定までの流れ

☆支給時期の目安は、学校の申請締切日からおおよそ３か月後です。

①申請希望者は事務室へご連絡ください。申請書類を配布します。
②申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付し、事務室に提出してください。
③認定可否を判定後、在学する学校から、審査結果通知を発出します
④認定者には銀行口座に給付金を振り込みます。

支給対象確認及び申請書類については裏面に記載

【問い合わせ先】
茨城県立中央高校 事務室　　TEL：0299-46-1321　（平日 8:30～17:00）

（裏面）

＜奨学給付金（通常給付）に係る支給対象・金額確認シート＞

日本国籍を有していますか。

はい

【所得要件（新）】
該当する世帯の
区分は①～④のどれですか
①生活保護受給世帯
②住民税非課税世帯
③住民税所得割額が
100 円以上 105,500 円未満
④住民税所得割額が
105,500 円以上 182,500 円未満

- ①32,300 円が支給されます。
- ②143,700 円が支給されます。
- ③47,900 円が支給されます。
- ④35,930 円が支給されます。

該当しない → 支給対象外です。

いいえ → 該当の在留区分はどれですか。

- ・特別永住者
- ・永住者
- ・日本人の配偶者等
- ・永住者の配偶者等

→ はい → 【所得要件（新）】

定住者 → 日本に永住する意思がありますか。

はい → 【所得要件（新）】

いいえ → 以下いずれにも該当しますか。
①日本の小学校及び中学校を卒業した
②日本に就労して定着する意思がある

いいえ → 【所得要件（旧）】

家族滞在 → 以下いずれにも該当しますか。

その他
(留学除く) → 【所得要件（旧）】

留学 → 2026/3/31 以前入学 → 【所得要件（旧）】

【所得要件（旧）】
該当する世帯の
区分は①・②どちらですか
①生活保護受給世帯
②住民税非課税世帯

- ①32,300 円が支給されます。
- ②143,700 円が支給されます。

該当しない → 支給対象外です。

留学 → 2026/4/1 以降入学 → 支給対象外です。

●申請書類

共通書類

- **受給申請書**
- **口座振替依頼書、通帳の写し**



記載したもの以外の追加書類を提出いただく場合があります。ご了承ください。

＋

日本国籍

- ・就学支援金等の支給決定通知書の写し **または、**
 生徒の住民票
- ・生活保護(生業扶助)受給 世帯の場合
 →生活保護受給証明書 等
 ※生業扶助（高等学校等就学費）の受給確認書類
- ・住民税所得割額が 182,500 円未満の世帯の場合
 →保護者等全員分の **R8 年度** 課税証明書
 または、
 保護者等全員分のマイナンバーが確認できる書類
 （ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞの写し等を貼付台紙に貼付して提出）

日本国籍以外

- ・就学支援金等の支給決定通知書の写し **または、**
 生徒の在留カードの写し または、住民票 等
- ・生活保護(生業扶助)受給世帯の場合
 →生活保護受給証明書
 ※生業扶助（高等学校等就学費）の受給確認書類
- ・住民税所得割額が 182,500 円未満の世帯の場合
 →保護者等全員分の **R8 年度** 課税証明書
 または、
 保護者等全員分のマイナンバーが確認できる書類
 （ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞの写し等を貼付台紙に貼付して提出）

共通書類以外の書類は、本申請前の他の手続きにおいて提出済で、記載情報に変更がなければ再提出が不要となる場合があります。